

支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局
第42号

2023. 8. 8

〒530-0041大阪府北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

最高裁に、この声届け!

2023.8.2 女性初の最高裁要請行動

「女性の低年金改善、違憲訴訟勝利」訴え

女性の低年金改善を求め最高裁に向けて
アピールする参加者



年金引き下げ違憲訴訟の最高裁での勝利をめざし、全日本年金者組合は8月2日、最高裁判所に「何とかして! 女性の低年金 最高裁は司法の役割を果たせ」と、門前でアピールし要請行動に取り組みました。大阪からは原告の廣上珠江さん（東住吉支部）が参加。全国の100人を超える参加者とともに、違憲訴訟勝利めざして行動しました。現在21の原告団が最高裁に上告して受理されており、大阪を含む8原告団が受理未定ですが、裁判闘争は大詰めを迎えています。

炎天下、最高裁門前でアピール行動 年金違憲訴訟原告・廣上珠江さん（東住吉）

8月2日、女性の最高裁要請行動に参加。炎天下の東京、最高裁西門に12時集合。全国から100人を超える女性が参加。葉、うちわ、氷ペットを受け取り、各々横断幕、幟をもって裁判所にアピールしました。

裁判所は年金生活者の厳しい実態直視せよ

中央本部の中川滋子女性部長があいさつ。2015年提訴から始まる年金引き下げ訴訟は、今年で8年目。この間、181人の原告が厳しい生活実態を証言してきましたが、裁判所は年金者の実態を直視せず、昭和57年の堀木訴訟判決を引用しているだけ。まさに、経済と人権（生存権）を天秤にかけようなもの。憲法25条を無視した経済の発展は、国富に逆行する。「最高裁は、立法の正しくないことを正してほしい」と訴えました。

引き続き会場を全教会館に移し、「女性の最高裁要請行動」報告集会を開きました。

杉澤隆宜委員長は、ジェンダー問題の最大のものが女性の低年金であること、女性の権利を回復するたばかり、法律、経済に関係なく、生活できる年金を保障させるたばかりを広げていこう、とあいさつ。かつて

「戦争が廊下の奥に立っている」と言われたが、今、「戦争が隣の席に据わっている」、こんな状態を許してはいけない、と訴えました。

子育てしながら40年働いてきた女性から、80代の今でもトリプルワークをせざるを得ない実態が語られ、「軍事費ではなく、社会保障費を増やしてほしい」と切実な訴えがありました。

今野久子弁護士は、子育て、介護などが女の仕事として位置づけられてきたこと、憲法25条第2項の社会保障の向上、増進は国家の責任であること。かつて朝日訴訟判決の生活保護裁判では、「憲法に基づく判断を」の訴えが勝利判決を勝ち取った。いま8050問題がクローズアップされているが、80代の親の年金にすぎない50代の子どもや、非正規労働がまかり通る実態など、近い将来の無年金、低年金を生み出す原因となっている。「今こそ、最低保障年金制度をつくり、子どもや孫たちが安心して暮らせる世の中を手渡しましょう」と訴えました。



廣上 珠江 さん



2023.8.2 女性初の最高裁要請行動

(写真提供: 中央機関紙編集長・向井光也さん)



**女性の低年金何とかして!
最高裁は司法の役割を果たせ!**



加藤健次弁護士

今後の最高裁での主張の強化点

「年金学習決起集会」で加藤弁護士

6月27日、府本部主催の「年金裁判学習決起集会」で、全国弁護団共同代表・加藤健次さんは、「8年間の闘争の到達点に確信を持ち、最高裁での勝利と生活できる年金制度を勝ち取ろう」と訴えました。

今後の最高裁での主張の強化点として、次の5点を強調しました。

- ①「特例水準」は生活を犠牲にしてまで解消しなければならないものではない
- ②生活保護基準を下回る低年金受給者まで一律に削減したことは適用違憲
- ③女性の構造的低年金の下での一律削減は、違憲かつ女性差別撤廃条約違反
- ④違憲審査で問われているもの
 - *現在の年金受給権(=即、生活に影響)と将来



- の年金受給権(=不確定、抽象的)
- *世代間公平や公的年金制度の維持そのものではない! ⇒なぜ、この時期に減額しなければならないかを具体的に説明すべき
- ⑤裁判所が憲法判断を行う姿勢
 - *当該事件での当事者の主張と明らかになった事実こそが出発点